

泉佐野市立小学校特認校設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特色ある教育活動を展開している学校を特認校に指定し、その教育環境の中で子どもを学ばせたい、学びたいという保護者及び児童に対して、一定の条件のもとに既定の通学区域外からの入学・転学（以下「入学等」という。）を認めることにより、豊かな人間性を培うとともに、学校と地域の連携や活性化などの教育目標を実現しようとするものである。

(運用)

第2条 特認校の入学等については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条に基づき、保護者からの申請により、指定校を変更することを認めるものとする。

(指定校)

第3条 特認校として指定する学校は、泉佐野市立大木小学校、佐野台小学校、第三小学校とする。

(入学等の条件)

第4条 第2条の申請を行おうとする保護者及び児童は、次の各号の条件をすべて満たしているものとする。

(1) 原則として本市に在住しかつ翌年度小学校へ入学予定の児童を有する保護者、または、新たに本市へ転入かつ本市内の小学校へ編入予定の児童を有する保護者であること。

(2) 保護者は、自らの責任と負担において、当該の児童を通学させること。

(3) 保護者は、学校見学・説明会等を活用し、当該校の教育活動などについて十分理解した上で協力ができること。

(4) 原則として卒業までの間、通学すること。

(5) その他、教育委員会並びに当該校の指示に従うこと。

(入学等の定員)

第5条 入学等を認める定員は、当該校の児童数等を勘案し、教育委員会と当該校の校長が協議して定めるものとする。

(募集方法等)

第6条 第2条の申請方法、時期、申請書類及び募集方法、入学等の決定等に関する事項は、別に定める。

(卒業後の進路)

第7条 本要綱により指定校の変更を認められた者が卒業した後に入学する中学校は、保護者の希望により特認校の校区の中学校に引き続き入学することができる。

また、希望がない場合は住所地の通学区域にある中学校とする。

(特認校指定の解除)

第8条 本要綱により指定校の変更を認められた者は、原則、卒業するまで特認校の指定解除の申出は出来ないものとする。ただし、教育委員会と当該校の校長が特別な事情があると判断する際は、その限りではない。

2 特別な事情により特認校指定の解除を行った場合、新たに特認校の指定の申請は出来ないものとする。

附則

この要綱は、平成19年5月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年8月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年8月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年2月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。